

令和3年度埼玉県認知症介護実践研修（実践者研修）に係る募集要項（一般枠・その他枠）

1 目的

この研修は、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 日程

令和3年度は、8月～3月にかけて3回実施します。研修日程、申込期限等の詳細は別表を御参照ください。

(1) 講義及び演習

11日間

新型コロナウイルスの感染が拡大していること、また、受講予定者が感染によるリスクの高い介護サービス事業所で勤務していることから、令和3年度認知症介護実践研修（実践者研修）は、すべての日程について動画配信とオンラインシステムを組み合わせたWEB研修で実施します。

第10日と第11日は、前半グループと後半グループに分けて実施します。グループについては、受講決定とともに通知します。

(2) 職場実習

日 程：研修（講義及び演習）第10日の翌日から第11日の前日までの間の20日間
（勤務形態については、常勤・非常勤を問いません。）

場 所：原則として各受講者が所属する職場で実施することとし、設定した課題の達成を目指して実習を行います。

研修期間中に介護の現場に勤務する予定のない方は、自己の責任において研修前に実習先を確保し、実習先の了解を得てください。

3 定員

各回とも65名

（定員を超える申込みがあった場合、受講希望に添えない場合があります。あらかじめ御了承ください。）

4 受講対象者

以下の（1）～（4）の要件を全て満たす者

(1) 身体介護に関する基本的知識・技術を修得しており、身体介護の実務経験が2年以上の者

(2) アセスメント・実践計画を検討する事例を2つ程度準備できる者

（事例は、研修期間中に継続的に関わることができる認知症の人を対象とすること。）

(3) 所在地が埼玉県内（さいたま市を除く）にある介護保険施設、事業所等において、以下のいずれかのサービスの業務に従事しており、所属長から当該研修の受講について許可を受けた者。

(ア) 居宅サービス、(イ) 施設サービス、(ウ) 地域密着型サービス、(エ) 介護予防サービス、

(オ) 地域密着型介護予防サービス、(カ) 居宅介護支援、(キ) 介護予防支援

(4) インターネット環境（パソコン、ネット環境、接続スキル、WEBカメラやマイク等の機器など）がある者、及び、資料をダウンロードし印刷する環境が整っている者（詳細は、6 受講方法を御確認ください。）

なお、上記（3）に該当しない場合でも、「その他枠」としてお申し込みいただけます。ただし、この場合の受講は定員に空きがある場合に限りです。

また、（4）に関しては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの一時的な要件となります。

※ 手話通訳等が必要な受講希望者の方は、事前に御連絡をお願いします。

5 内容（カリキュラム）

別紙の「埼玉県認知症介護実践研修（実践者研修）標準カリキュラム」を御参照ください。

6 受講方法

研修はすべてオンライン研修で行います。講義と個人演習は動画配信で、グループ演習はZoomライブ配信で行います。受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。モバイルWi-Fiルーターなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので、十分御注意ください。受講場所については、各事業所・自宅等問いません。視聴方法の詳細は、受講決定後、改めて御案内をお送りします。

(1) 動画配信

「認知症ケアの理念」から「アセスメントとケアの実践の基本Ⅰ・Ⅱ」までの講義と個人演習は動画配信で行います。

- ① 本研修の専用サイト（後日 URL を御案内）にアクセスし、指定された日時に視聴して学習します。配信する動画は、規定時間に一度しか再生できません。
- ② 1日の終了後に、個人演習で実施した演習シートと振り返りシートを、運営事務局に e-mail で送信することで、出席を確認します。
- ③ 受講にあたっては、動画を視聴できるパソコン等の機器と、インターネット接続環境が必要です。
- ④ 講義資料は、専用サイトから PDF データをご自身でダウンロードし、事前に印刷していただく必要があります。

(2) Zoom ライブ配信

各単元のグループ演習と、実習課題設定・実習評価は Zoom ライブ配信で行います。

- ① Zoom ライブのブレイクアウトルーム機能を利用して、指導者や受講者同士のやりとりも含めた研修を行います。
- ② Zoom ライブに参加するには、マイク・カメラ・スピーカーが必要となります。パソコンにそれらの機器がついていない場合は、別途レンタルもしくは購入する必要があります。
- ③ グループ演習に参加する場合はヘッドホンとマイクの使用を推奨します。
- ④ 同じ場所で複数の受講者が居る場合は、マイク同士の干渉によりハウリングを起こしますので、注意が必要です。また、周囲の音声をマイクが拾いますので、静かな場所の確保を行ってください。
- ⑤ グループ演習の様子は、ライブ配信時のシステムトラブルに備えて録画します。受講者の姿が収録映像に映り込む場合がありますので、予め御了承ください。

7 受講料

20,500円 / 1名

オンライン講義の視聴環境の確保は受講料に含まれておりません。受講者の負担となります。

8 申込みについて

(1) 提出書類

- ① 受講申込書（様式第1-2号：一般枠 又は 様式第1-3号：その他枠）
※「4 受講対象者」の要件（1）～（4）すべてを満たす場合は一般枠、（3）を満たさない場合はその他枠
- ② 認知症介護実践者研修 受講意思確認書
- ③ 返信用封筒（「受講可否決定通知」の送付先を長形3号の封筒に記載し、94円切手を貼付してください。）

(2) 提出先

〒330-9301 埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当あて

※ 封筒に「認知症介護実践者研修書類在中」と御記載ください。

(3) 申込締切日

別表を御参照ください。

9 受講決定

受講の可否の通知は、お申し込みいただいた市町村等を通じて申込者全員に郵送で通知します。

10 修了認定

- (1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合や、研修指導者の注意に従わない場合には、受講を取り消すか、または修了を認めない場合があります。
- ① 研修態度が好ましくない場合（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り、離席等）
 - ② 映像の指示に従わない場合（休憩時間含む）
- (2) 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合には、別途レポート提出を求めるか、または修了を認めない場合がありますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 修了証書は、全カリキュラム（全日程）を修了した方に、後日郵送いたします。
振り返りシートの提出がない等、受講が確認できない場合には、原則として修了証書は発行しません。
- また、修了証書は再発行しませんので大切に保管してください。

11 注意事項

- (1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却いたしませんので御了承ください。
- (2) 納入された受講料は、原則として返金はできません。
- (3) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに事業所所在地の市町村を通じてその旨を御連絡ください。
- (4) **動画配信時に視聴できなかった場合、接続不備により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様の扱いとなり、修了の対象にはなりませんので御注意ください。**
- (5) 研修受講の際は、県及び研修実施機関からの受講上の注意事項を遵守してください。

12 本件に係る問合せ先

<研修全般・申込みに関する連絡・お問い合わせ先>

担当：埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 橋本・松本

電話：048-830-3251（担当直通）

<受講方法に関する連絡・お問い合わせ先>

担当：公益財団法人 介護労働安定センター埼玉支部 佐藤

電話：048-813-2551

(参考)

- ・ 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の「管理者」になる予定の者が「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講するためには、当該研修を修了していることが必要となります。
- ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の「計画作成担当者」になる予定の者が「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講するためには、当該研修を修了していることが必要となります。
- ・ 「認知症介護実践研修（実践リーダー研修）」を受講するためには、当該研修の修了後1年以上経過していることが必要となります。